

## 第8回 世田谷区公契約のあり方検討委員会 議事概要

開催日時:平成25年5月21日(火)午前9時00分～午後12時00分

場 所:世田谷区役所第2庁舎 5階区議会第4委員会室

出席委員:塚本会長、永山委員、大井委員

金澤財務部長、渡辺施設営繕担当部長、青山土木事業担当部長、古閑教育次長

事務局:財務部経理課

### 会議次第:1 開会

#### 2 議題

- (1) 世田谷区にふさわしい公契約条例のあり方について
- (2) 公契約のあり方検討委員会最終報告書について

#### 3 閉会

### 【議事内容】

#### 1 世田谷区にふさわしい公契約条例のあり方について

(委員)今後、大震災や火山対策、風水害対策等について、首都圏でも従来の想定や避難の形態を相当見直し、今までの対策ではとても対応しきれない状況が生まれるということが指摘されている。仮にそこまでいなくても、実際に救出が始まるまでに誰が最初に障害物を取り除くかという、レスキュー隊が出動する前に、地元の事業者が持っている機材やそのオペレータを確保し、初期出動しないと次の救出なり対応作業が進まないという状況が普通である。そういうことを考えると、防災についても相当きめ細かな、災害のタイプ毎の対応策とか、それ以前の災害の発生の問題、例えば、道路だとか街でいうと看板だとかに関わる対応策とそれに見合う防災・救済体制というのを考える際に、建設業に関わる人々の対応策について、区のみならず都も国も、しっかりした現状把握を行い、足りないものを明確にしておくことが必要ではないかと思う。その上に、通常的生活関連の環境を維持・確保し、或いは社会の高齢化等の変化に伴って安全や快適空間をどう確保するか、例えば、自転車や乳母車の問題とか色々あるが、そういうものに対して時代の変化に対応した対策を立てなければならないと思うのだが、その際にこれに関わる、産業と捉えていいのか事業と捉えていいのかこの点議論があるかと思うが、これに的確な行政施策を国や都や区が効率的に組み合わせていく、その

時の区の基本姿勢というか方向性を確保するというに、災害や日常の生活環境の維持・確保と不可分のものがあるだろうと思う。この間、公というものの機能、或いはそういった様々な事象に対応する事業やサービスの提供の形態が変わってきていると思うが地域に下りれば下りるほど「自主的に」というのが強調されているが、とりわけ高齢化になると、自助共助の主体的力量が下がってきているので、それをどう補完するかという際に、産業活動とつないでいく必要があるだろうと思う。災害が起きると海外から救援隊が来る。あれは、災害が起きるのをいつも待ち構えているわけではなく、企業に属している人々が大半である。それはどうやっているのかというと、そういう休暇を取れるような制度になっている。例えば、実際に、行方不明者の存在を確認させるような犬を訓練して自分で飼っているわけだが、その犬を活用するという時間について国や企業が協力してそれを有給休暇として扱っている。何でも企業に頼るというわけではないが、そういうものを単に世田谷区内だけではなく、都なり、国なり全体で守って維持していかなければならないので、コストはかかるが、企業活動にとってもプラスがあるわけだから、そこはお互いに助け合いの関係と考えて、必要な場合には従業員から申請があればそれを認めるということを推し進めるといったようなことを積極的に区が先導していくような構えが必要だと思う。もう一つは、そうした構えを持った企業活動を担う人の養成に関して、通常の賃金労働条件のみならず、仕事の上での労働の質をどうやって確保するか。労働条件さえ上げればいいという答えではないが、しかしなお、そういった質の向上に関して必ずしも十分であるとは言えないと思う。今回、国土交通省から15%を目途に賃金のアップを図るという通達が出されている。こういうものをどう見るか。単に市場価格の変動に合わせてやっているのか、それとももう少し長期の新しい労働者、労働の質の確保というものと不可分な部分があるのかなのかという議論が必要だと思う。かつての公共工物品質確保法議員連盟が今年になって公共調達適正化法を進める議員連盟に名称を変更して公共調達のあり方についてかなり抜本的な論議を始めているというニュースが聞かれる。会計法、予決令、地方自治法、一連の今までの論議の中に含まれている違法ではないのかという問題を抜本的に議論し直すということが、自民党、公明党その他多くの建設関係の議員連盟の人達の議論の中に出ている。そういう点から考えると、むしろもっと積極的に公契約条例をそういう流れの中につないでいく必要があるのではないかという気もしている。そういう点で今回のこの条例の検討の舞台、背景がずいぶん変わってきているのではないかという気がしているので、そういうものを睨んだ論議が必要ではないかという感じがする。

(委員) 住民生活の環境或いは住民の資産の維持・向上を考えたときに、防災・減災は非常に重要なものであるし、防災・減災を進めていくための建設業の技能労働者の育成や建設産業の維持、育成というのも重要な論議ではないかと思う。また、最近、民法の改正試案が出ていて、下請の技能労働者の賃金水準を元請が確保しなかった場合は発注者が元請との契約を解除できるというようなことについての検討が始まっており、法的な環境がだんだん変わりつつあるということもあるので、その辺も踏まえて条例の制定を考えていく必要がある。

(委員) 防災・減災ということでは、水防関係では団体と、いざ水害や降雪があったときにそこに連

絡をしてやってもらうという形での協定を結んでいる。災害関係では道路警戒ということで、それも建設業の団体と協定を結んでやっている。ただ、そういった地域貢献的なものが契約の評価の中にどう反映しているのかが見えない部分があって、その辺もう少し配慮があると説明しやすいものになると思う。技能の育成というのはなかなか難しいとっていて、賃金を上げればいいのかという話だけではなくて、やはりやりがいとというか、自分達のやっている仕事に誇りを持って携わっていけるということも必要だろうし、どちらかというところ3Kとって、厳しいとか汚いとかそういったイメージのある業界なので、それを少しでも払拭することも必要だと思う。先程委員が仰った防災・減災の視点は非常に大事だと思うが、実態を業界の人に聞くと、機械を自前で持っている、或いは職員を自前で抱えている業者というのは数える程しかない。ほとんど機材はリースなどで担保しているようなところがあり、やはり育成と併せて、業界全体の体制も少し変えていかないと、いざ何かが起こったときに動けるような仕組みというのは、なかなか作るのが難しいのではないかと。

(委員)例えば技能養成というのは建設ではほとんどが on the job training だ。ところが下請制度が非常にコマ割にされて、一人親方というのが最終的に現場の技能労働者の末端の作業員になっている。そうすると、請負制であったり出来高制であったり、そのあり方によって、次の世代を養成する時間というのが自分の実入りを削らないと実行できないような状況が、この十年くらいの間に生み出されてきた。一人親方問題というのは、言わば、色々な建設作業の有り様の改革と称するものの皺寄せでの工材一体で引き受けた単価でやらなければならないとなると、次の世代の養成なんてとてもではないが、それをやっていたら自分の実入りが減ってしまうということで、養成が難しくなっている。どう対応したらいいかというのは大変複雑で、仰るようにそんなもの契約に織り込めるかという話になるわけだが、その改善のベースをどう作っていくのかということ抜きに、条例そのものの中に万能の装置を織り込むという考え方で、業界側も働く側も発注側も余り杓子定規にそこを考えてしまうと、どうも上手い効果が出にくいのではないと思う。

(委員)条例そのものは産業政策を直接的にやるわけではないし、社会政策を直接的にやるわけではなくて、あくまでも間接的或いはそれを補完するような役割だと思うのだが、その辺をどう考えるか。例えば、技能労働者の育成、労働条件の確保や地元の建設産業の育成は防災・減災から考えて非常に重要だが、それは産業政策、社会政策の問題であるわけで、これと公契約がどう絡んでくるか。公契約には二つの目的があると思う。一つは、契約の透明性、公正性の原則を徹底していくということ。それからもう一つは公共政策的な視点から労働条件を含めた社会的価値をどう実現していくかという二つの機能、目的があると思うが、二つ目についてはやはり付帯的なものであると思う。それから、トータルにベネフィットというか住民に対する便益を考えていくという意味で、世田谷区が経済性や公正性をどう考えていくかということも重要な論点で、経済性というものを考えるときも多様な価値を実現した上で契約を実施するという意味での経済性という捉え方もあるし、また、公正性と言ったときには二つの意味で考えなければいけないと思う。一つは勿論契約の競争者である事業者同士の公正性と、それから住民、

納税者に対して公正かどうかというのがああると思う。従って、公契約の基本原則を押さえた上で、なおかつ政策的な価値或いは社会的な価値を実現していくかということを考えていく必要があると思う。

(委員) 公正や公共性の確保に関して改める必要が当面の中であると思うのは、例えば退職金共済制度というのが建設関係の人たちにはあり、積算労務単価に含まれるわけだが、最終的には積み上げたはずの退職金共済制度の費用、計上した予算額が執行されず、どこかに吸収されている。そもそも積算したのが実行に至っていない。ということについて、やはり行政執行体制や契約体制の中に問題がある。でも、個々の場面でみると民々契約で通ってしまうということでも済まされてきた。やはり発注者側も発注者なりの改善すべき課題があるし、改善すべき方法の開発が公共の役目だと思う。発注者は一式発注責任施工だからいいよということでは済まなくなっているというのが、先程来言っている公共調達の適正化をという考え方が強く出されてきている要因ではないかと思う。

(委員) 納税者から集めた税金が適切に使われているのか、それが積算された内容と違う形で使われているのは適正に使われていないということで、それを見過ごしているのはやはり社会的な責任としては問題で、そこは押さえていかないといけないと思う。発注者としてどれだけチェックできるか、コストの問題もあるわけだが、その視点から条例の中の基本方針として適正な履行というものをに入れていくのは望ましいのではないかと思う。

(委員) 前回の入札制度改革に関わらせてもらって、入札制度の改革それ自体はある意味成功した部分もあると思っている。世田谷区の公金の適正な使用といった点から、競争や透明性を確保するという基本的な視点それ自体は間違っていないと思っている。但し、その入札制度改革と同時に非常に深刻な経済的な弊害が発生して、それによって地域内の事業者が大変厳しい競争に晒されて苦しい状況下に追い込まれ、それに基づいて公契約条例を制定するというこの要請があったということ自体はきちんと正面から見て、是正すべきところは是正するという方針については決して否定するものではない。ただ、社会政策的な視点というのは色々な観点の政策でできることだと思うので、それを入札制度の中に全て織り込む、或いは公契約条例という形で労働者保護を公契約の中に織り込んで政策的な実施をするということについては、ある一定の歯止めが必要ではなからうかと思っている。この点については、付帯的な部分と主体的な部分を切り分けて考えるべきではなからうかと思う。特に私が疑念を抱いているのは、労働条件に関する部分を公契約条例の中に織り込んで、最低賃金を上回る賃金の保障をし、且つ、その保障が果たされなかった場合には元請業者にも連帯責任を負わせ、その連帯責任を果たせない場合には入札資格を停止し、或いは事業者名の公表等の所謂懲罰的なものを与えるということについては、法律との整合性もまだ解消されていないように思っている。さりとて、防災の視点或いは区内業者の若い人達の育成の視点といったものを一切合財全て公契約条例の中に織り込んではいけないというふうに思うところではない。が、あくまでも入れられる部分と入れられない部分をきちんと切り分けておく必要があるのではないかと考

える。現在全国で施行されている公契約条例には二つのタイプがある。一つは労働者保護を前面に打ち出した条例、野田市のような条例。それに対し、どちらかと言うと自治体としての公契約のあり方の理念を中心に据えた条例、これは山形だったかと思うが、そういった条例の二つの方向性があるように思う。世田谷区としてどういった方向のタイプにするのか、勿論この二つに囚われる必要はないのかもしれないが、この二つのタイプの利点或いはデメリットについては十分検討すべきだと思う。世田谷区の住民の中には公契約には全く関与せずに一般の民間の企業で働いている人が現実に沢山いる。そういう人達を差し置いて、何故公契約に携わる人達だけが労務単価を引き上げられて最低賃金以上の、国の保障以上の賃金を確保されるのかという点については、本当に区民に理解してもらい、税務上の負担をそこまでしても構わないというふうに言ってもらえるのかどうかについて、私は従来から疑問を感じている。私が言っていることは極論のようにも感じるが、しかしこの公契約条例を作る際に、公契約に携わっていない他の善良な区民の税負担、これについても十分考えて頂きたい。この人達が利益を受けるとすれば、それは防災上の利点や区の施設の長期間に亘る継続的な利便性を図るといったことで、そういう視点は決して否定するものではない。そういう公契約に携わらない区民の人達も納得のいくような、そういう公契約条例になるといいと考える。

(委員)私も社会政策的な目的が前面に出るような条例はどうかと思う。住民に対する公正性ということを考えてもそれには私は疑問を感じる。ただ一つだけ、確かに公契約に関わる労働者の労務単価だけを公契約条例が保護する、引き上げるのはおかしいという話はあるが、ただやはりそれは、地方公共団体が自分たちの社会的責任として適正な対価を払うというのは当然のことであり、それが一つのモデルとなって、余り安く、安くではなくて、適正な価格というがあるので、それをきちんと払うということが民間の事業者にも波及していくと思う。

(委員)委員の立論に疑問があるのだが、一つは、公契約条例による労働者の保護を優遇しているというふうに前提されているのではないかと思う。それは果たしてそうだったろうかという、やはり契約の段階で色々議論する以上に、元請から下請にいくにつれて、全体の公共工事の施工のプロセスというものが一種の下請重層構造となっており、それに伴い、様々な法令遵守に至らない、また、それをすると事業そのものが成り立たないというような状況が多発していて、そういう事実と比べて見ると、条例ができたからといって、それは特別に条例従事の人々を民間の他の事業に比べて優遇しているかという、そういうことを狙っているのとは全く違う角度から出ている。同じ労働に対してはほぼ同じ賃金に対応しているということがより公正さを表すのだとすれば、下請重層構造や外注化、アウトソーシング化によって二重三重の価格が形成されているということが是正されるべき内容であって、優遇までできればいいのだが、とても優遇の議論ではないということをはっきりさせておく必要があるかと思う。競争化を中心にしてきた結果をどうしても是正しなければならない。特に競争化の弊害が出てくるのは、資材関係よりやはり人の面になるのは避けられないことなので、どちらのタイプの条例にするかというのは別として、そこを無視して理念だけ作りましょうよという感じで取り組むとすると、それは言ってみれば現状肯定で解決を先送りするということにもなりかねないので違法でないまでも改善

すべき余地が大きければそこに取り組むというのが、自治の実現の一つとして十分やり得る範囲だと私は考えて、社会政策を前面に出さないのが条例だということもまた言えないわけで、それも等しく取り扱うべきだと考える。

(委員)今の点だが、私の考えを補足したいと思うので、2点程申し上げたいのだが、労働者の多層構造における下請・孫請いじめ或いは下請・孫請の賃金の低廉さについて、一般論としてそういう問題が起きているということについては決して否定するものでない。しかし、この公契約条例を作るに当たり、私は、そういったものを改善するような立法事実があるのかなんかの点について非常に着目してきた。そして、労働者の人達や事業者の人達に直接来てもらい話を聞く機会もあった。しかし、私が着目した下請いじめについては、事業者からも労働者からも具体的な事例を示してこういう弊害があったという話を聞くことはできなかった。ただ、社会にそういう事実がないというふうには決して思わないが、それを条例という形で、事業者に懲罰を与えるような形とすることについては、立法事実としてまず疑問があるという点が一つである。もう一つは、他の法律との整合性がきちんと取れるのかという点に疑問を持っている。日本はILO94号条約を批准していない。イギリスは従来批准していたがこれを解消し、離脱した。アメリカでも各州でこれを採用しているところもあるが、採用していないところもある。基本的には労働契約というのは労働市場に任されるべき契約自由の原則の中にあるべき事柄であって、国がこれを採用していない中で自治体が率先して国の法律に先んじてこれを採用するというのであれば、それなりの法的構成或いは法解釈上の理論を持っていなければいけないのではないか。一応、国会では内閣総理大臣の答弁として問題はないということだが、あの答弁は真正面から質問に答えていないというふうに私は考えている。

(委員)事業者のヒアリングの時に下請叩きで苦しんでいるという事例はそんなになかったと仰るが、大体、元請の会合だから、そこで下請叩きの被害を受けているという訴えがなかったから一般論は適用させなくてもいいというように言うのは、いささか事態とケース把握の捉え方が違っているのではないかと思う。それから、懲罰ということを盛んに仰るが、まだ条例に懲罰を付けたらどうか付けないかという話は全然していないわけで、契約の約款の中にどういうものを入れるかという議論がどうなるかは別として、条例の中に違反の場合はこうするということを入れるのは法律上問題があるのかもしれないが、懲罰を入れることが主体になるというふうなことはないと思う。

(委員)例えば、労働報酬の下限額を条例の中で定めるのかどうか。或いは定めなくても審議会だとかそういうところで適正な労働条件等を審議するだとか提案するだとか色々なバリエーションがあると思う。やはり、発注者と元請下請の事業者の関係は必ずしも対等ではないので、地域社会への波及効果も考えながら公契約の内容を適正に履行していくということで、一定の労働条件を元請や下請の労働者に対して確保していくというのは発注者側の責任ではあると思うが、それをどのくらいの実効力というか強制力をもって条例に決めていくのかについては、条例そのもので下限額を決めるというやり方が良いのか私は疑問である。ただ、それが非常に重要であるということも条例が謳うというかそれを基本方針の中に盛り込んで、それを

適正化していくための仕組みを、審議会なのかどういう形になるのかは分からないが、入れておくこと自体は重要ではないかと思う。

(委員) ダンピングや下請叩きというもののそのものが、やはり、世界的に見て余り公正な市場ではない証拠みたいなものだと思う。技術的に違うものが分割されて分離発注されるということは十分有り得ることだが、同じ工種同じ職種の分野の技能者がそれぞれ違った賃金評価を受けているというのは、普通の市場から見ておかしいと思うのが常識だと思う。そういうものをできるだけ地域の中から改善していくという姿勢を取ることはそんなに間違ったことではないと思う。

(委員) 4月から財務部長を務めているが、三十数年間役所の人生をやっている、うち半分以上は法務の関係の仕事をしている。そういった経験の中で一番思うのは、あくまで法律の範囲の中で条例を作ることなので、その枠をどう外さずに、法の枠の中で何ができるかということについて、一番心してかからなければいけないと思う。国でできることと法律の枠内で小さな世田谷区の中でやれることの区分を明確にして、そのところをはっきりさせた上での条例作りを心掛けたい。

(委員) 公契約条例について最初から完璧なものを作る、何でもかんでも盛り込んでというのはなかなか難しいと思うので、何に重点を置くのか、どういう特徴を打ち出すのかということを確認にした方がいいと思うので、その部分はやはり防災・減災による公共施設も含めた住民の資産、生活環境の維持・向上という視点を強く押し出して良いような気もするが如何か。その場合に、実効性というのをどう担保していくのかということで、強制力を基にするのか、或いは奨励していくというか優良な事業者を伸ばしていくような形なのか、その辺はまた色々なバリエーションがあると思うが、ただ、私自身は労働条件特化型というのは如何なものかというふうには考えている。

(委員) 労働条件は重要な一要素であって、そこが皺の寄り具合が非常に強いところなので、その皺の寄り方についてやはりどこかで歯止めをかけておく必要があるのではないかというのが、ワーキングプアを増やすなというのはそういう趣旨だったと思う。

(委員) 本来自由に結べる契約に対して区として公契約はこうだというスタンダードを今回の条例で作るわけだが、その場合やはり、勿論経済性、公正性というこれまでの基本原則は守るのだが、ただそれが一定の社会性を持った経済性、公共性であるというところをどれだけ打ち出していけるかというのが、最初の基本方針、基本理念のところだと思うが、非常に重要になってくる。それから、賃金重点型の条例にするのか、もう少し社会的価値を入れたものにするのか、或いは理念型の条例にするのかという条例のタイプもあるかと思うが、私自身は労働賃金重点型の条例は余り作る意味がないと思っている。しかし、一定の実効性を持った条例にはすべきではないかというふう考える。

(委員) 賃金を除く条例であるとやはり条例の意味、効果が半減すると思う。それだけを入れるという条例ではないということは再三言っているので、多分、皆さんの中でも賃金型条例を作れというのは誰もいないと思うので、そこは確認できると思うが、ただ、それを抜けばいいのかというとうそもいかないので、それも入れた形でいくと、三つタイプがあって、賃金型、産業振興型、

1と2を合わせた3型というふうに言っているが、やはり3型になるというのが大体の基本線ではないかと私は理解している。それから、懲罰規定の問題だが、懲罰という方法も勿論一つの秩序を作る上で意味があるが、同時にもう一つ秩序作りに意味があるのは褒めるということである。必ずしも懲罰ではない方法で誘導していくという道もあるので、そういう点はローカルな必要性を押し出して、そういうものが今後の条例の運用の中に取り込めるとなかなか面白いものになるのではないかという気がする。

(委員)住民も参加でき利害関係者も参加できるような審議会にして、対話や協議ができるような仕組みを入れてはどうか。賃金重点型はどうかと言ったのは、労働条件は入れるべきだと思うが、それだけではなく、防災・減災との関係で建設業の育成や技能労働者の育成、適正な労働条件の確保というのはコアになっていて、それは条例の中に入れるべきだと思う。

(委員)先程、国の法律と条例との関係がどうだろうかという話をしたが、それと少し関連するのだが、世田谷区も非常に長い歴史があって、区の条例やそれ以降の下位の規則なりの法体系も長い期間をかけて出来あがってきていると思う。この委員会が始まった当初から非常に疑問に思っているのだが、公契約の検討或いは入札方式の検討の中で、あらゆるものをこの条例の中に取り入れようとすれば、それは非常に重荷になってしまって、今まで出来あがってきた区の他の条例との関係がどうなるのかというところが、私自身整理できていない。そうすると産業政策、防災等色々あるが、この公契約条例の中に盛り込めるもの或いは盛り込めないもの、その区分け、住み分けというのはある一定しなければいけないと思うし、全てをこの中に盛り込むとすれば極めて抽象的で理念的なものにならざるを得ない。けれども、その抽象的、理念的なものでは効果、実効性がないということであれば、この条例の中に盛り込める効果のある具体的な規定については、他の条例との関係に十分配慮した上で、独特のものを入れる必要があるのではないかと思う。

(委員)今の公共調達というのは、契約の段階を様々改良改善してきたその努力は当然一つの到達点を作っていると思う。ところが、契約した事業又はサービスが十分に当初の目的に沿った運営がされていたかどうかという実施過程について改善すべき余地がある。従って、そういう全体を見通して、調達のあり方の入り口だけでなく、途中から出口までを一貫して見るということが今回のこの条例制定を検討する委員会の中での一つの理解だと思っている。そして、そこに公正性や公共性が担保すべき課題があるので、単なる理念だけではなく実効力のあるものを盛り込んでいくということが議論のポイントじゃないかと思う。

(委員)条例の優先関係というのはどうしても考えないといけない。どちらの条例を適用するのか、法律と条例が抵触した場合にどちらが優先するのかということは必ず問題になると思うので、改善しなければいけない点について焦点を当てるという意味であれば大賛成だが、今まである条例に対して公契約条例という別の条例を作って今までの弊害を直そうとすれば、当然どちらが優先するのか劣後するのかが問題になると思う。

(委員)公契約というのは別に契約の締結段階だけではなくて、締結した後のサイクルというか履行過程も見て責任を持つべきで、住民の税金が使われているのでバリューフォーマネーという



かお金に見合う価値をどれだけ提供しているのかという視点がなければいけないわけで、そういう視点を条例の中にも盛り込んでいくという意味で、元請だけでなく下請もちゃんとチェックしていくというのは必要だと思う。

(委員) 一点だけ、誤解があるといけないので、懲罰規定についてだが、所謂罰則を設けた公契約条例は今のところないのではないかと思うが、入札参加資格を停止したり、或いは事業者名を公表するということは罰則ではないが、事業者にとっては大変重いペナルティであることは間違いないと思う。特に公表という制度は行政処分の処分性がないということで取消訴訟の対象とならない。従って、公表されてしまうと争い様がない。ところが事業者名が公表されると、その事業者は極めて深刻な打撃を受けることになるわけである。それから、入札に参加できないとか或いは契約が解除されるという条例があるが、解除するということはもうお金が入ってこないということなので下請労働者にも当然お金は入っていかないということになってくるので、そういうところまで強制力を、ある意味事実上の強制力を持った条例を作るというのには私は反対である。最低賃金より上の賃金、そういったものを条例の中に入れるか入れないかという点については今後議論が進んでいくとは思いますが、それに対する制裁、事実上の制裁規定を設けることには私は強く反対したい。そこだけ少し補足する。

(委員) 委員に質問したいのだが、契約の解除というのが強い制裁であるということだが、普通の契約であっても違反行為があれば解除するというのは当たり前の話だが、自治体が出た場合は、それは制裁ということで宜しくないというのが理解できないのだが。

(委員) 契約解除自体は契約自由の中の一環なので、それは委員の言う通りだが、守らなければいけない義務の方が重ければ、それは当然制裁になるということだ。

(委員) 発注者側と受注者側で約束をして、例えば、工事の完成を約してやるという中で、その工事がきちんとできるかできないかということの大前提について何らかの課題があって、それで契約を解除するというようなことなら分かる。ところが、労働者に対する賃金の支払いが孫請までいってないということについて、じゃあ契約を解除できるかということが、契約自由とは言いながら本筋なのかどうかという視点があるのだと思う。実務的には、仮にそういう事態になって工事の途中で契約を解除したら、これは本来行政が公共の福祉のために進めている施設の建設等が止まるわけなので、それはなかなか難しい話だと思う。

## 2 公契約のあり方検討委員会最終報告書について

(事務局) 7月開催予定の公契約シンポジウムについては、やり方について事務局で詰めて開催準備をする。

(委員) 最終報告書が8月付になると思いますが、検討委員会は今回で終わりにして、あとは報告書のたたき台の中で委員の意見を調整する形で進めていきます。

(委員) 最終意見を少しやり合う場があった方が良いかなという気はします。個別に色々意見を言

うといういくつかの機会があったのですが、時間のやりくりなどもあって、必ずしも十分にそういかなかったので、少し集まるということにした方が、そういう機会を確保できるかなという希望意見です。

(委員)今までも何度か議論は尽くしてきたわけですが、なかなかまとまらない議論が多かったと感じています。集まったから煮詰まるというものでもないのかなという気が少ししておりますのと、あくまでも条例を作るのは区なので、区が作ったたたき台に対して各自が意見を言うということの方が良いのかなと思います。

(委員)最終報告書の中で委員会としてまとめたものを出せると思うのですが、一方で、色々な意見があったということも出せると思う。多様な意見があったということをきちんと明記すれば、それは意見を反映したということになるかと思います。第8回のこの委員会をもちまして検討委員会は終わりに致します。

以上